

## 現場代理人の兼任に関する取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、北見市建設工事請負契約約款第10条第3項の規定に基づき、発注者が現場代理人の工事現場における常駐を要しないこととした場合の事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

### (常駐を要しない期間)

第2条 実質的に現場が稼動していない次に掲げる期間においては、現場代理人は、現場への常駐を要しないものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 前3号に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

### (兼任を認める対象工事)

第3条 次に掲げる条件をすべて満たす工事は、合計で2件までの工事の現場代理人を兼任することができるものとする。ただし、発注者が安全管理上等の理由により、兼任を認めることが適当でないと判断した場合は、兼任を認めないものとする。

- (1) 工事がいずれも北見市発注の工事であること。
- (2) 当初の設計金額がいずれも3,500万円未満(建築工事にあつては、7,000万円未満)の工事であること。

### (兼任を認める条件)

第4条 前条に定める工事において、次に掲げる条件を全て満たす場合には、現場代理人の兼任を認めるものとする。

- (1) 発注者との連絡体制が確保されていること。
- (2) 必ずいずれかの工事に常駐していること。
- (3) 必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないこと。

(兼任の手続き)

第5条 受注者は、第3条の規定により、現場代理人の兼任をしようとする場合には、現場代理人兼任届出書(様式1)を市長に提出しなければならない。

(兼任の取消し)

第6条 市長は、現場代理人の兼務をすることによって、施工管理体制等が不十分と判断したときは、兼任を解除するものとする。この場合においては、受注者に対し、現場代理人の兼任取消通知書(様式2)により通知するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年5月1日以降の入札から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成28年6月1日から施行し、同日以降の入札から適用する。

附 則

この内規は、平成31年4月26日から適用する。

様式1

## 現 場 代 理 人 兼 任 届 出 書

年 月 日

北見市長 様

受注者      所 在 地  
                  商号又は名称  
                  代表者職氏名

印

現場代理人の兼任について、下記のとおり届け出ます。  
 なお、工事の施工に当たり、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に万全を期しますが、万一、兼任が適当でないと判断された場合は兼任の取消しをされても異議ありません。

現場代理人氏名		連絡先
① 施 工 中 の 工 事	工 事 名	
	請 負 金 額	
	工 期	
	工事担当課	
	工事監督員	
② 新 規 請 負 工 事	工 事 名	
	請 負 金 額	
	工 期	
	工事担当課	
	工事監督員	

※この届は2部提出してください。

※市 使用欄

① 施 工 中 工 事 所 管 課	課 長	係 長	係 員	工事監督員
② 新 規 工 事 所 管 課	課 長	係 長	係 員	工事監督員

様式 2

年 月 日

(受注業者名)  
商号又は名称  
代表者職氏名 様

北見市長 ㊟

### 現場代理人の兼任取消通知書

年 月 日付けで届出のあった現場代理人の兼任について、兼任を取り消します。

工事名 \_\_\_\_\_

【理由】